

外国送金にかかるお願いとご注意事項

芝信用金庫

1. ご依頼事項

OECD 加盟各国がマネー・ローンダリングやテロ組織等への資金供与を防止するため協調して取組みを進める中、わが国においてもマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策の強化を推進しております。

これを受け、当金庫でも外国送金取扱いに当たり、資産凍結対象者との取引回避や送金目的、金額の妥当性確認等のため、お客様に各種聞き取りを行なう他、取引関係資料の提出をお願いいたしております。

なにとぞご理解のうえご協力をお願いいたします。

尚、内容確認ができない場合には送金取扱いの中止、海外からの送金については、ご入金を見送り返金する場合もございますので、予めご承知おきください。

提出をお願いする資料例

貿易取引	輸出入許可通知書（写し）、運送書類（写し）、インボイス、契約書他。 （必要に応じ原産地証明をお願いすることもあります。）
貿易以外	契約書（貸付契約書、不動産売買契約書、賃貸契約書、投資契約書等）、 学費納付書・請求書、その他、送金目的を確認できる資料等。

2. 米国 OFAC 規制

米国は自国の外交政策・安全保障の観点から独自に指定した国、地域や特定の個人・団体に対して取引禁止や資産凍結の措置を講じております。

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）はこれらの対象をリスト化し、対象者との取引を規制しております。このため、お客様がご依頼された外国送金が OFAC 規制に抵触した場合、海外の銀行から取引を規制されるなどの支障が生じるおそれがあります。

適用対象

- ・ 米国人・米国金融機関を含む米国法人及び、米国内に所在する外国人・外国法人
- ・ 米国で決済される US\$ 建取引

規制上取り扱えないお取引

- ・ お取引当事者の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている場合。
- ・ 米国政府が特定している、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪者などが関与する取引。
 - * US\$ 建以外の取引でも、米国人・米国法人等が関与した場合は規制の対象となります。
 - * 取引受付後であっても、OFAC 規制に該当する恐れが生じた場合は、取引の中断、取り消しを行なうことがあります。
 - * OFAC 規制を理由に資産凍結措置が講じられた場合、お預かりした資金の返却はいたしかねます。この場合、お客様自らが OFAC に対する凍結解除申請等、然るべきご対応を頂くことがあります事、予めご承知おきください。